

令和4年度経営事項審査について

1 審査基準の改正

令和4年4月1日の経営事項審査の改正事項はありません。
経営事項審査の改正事項は、随時、県監理課ホームページに掲載してお知らせしていきます。

2 令和4年度経営事項審査の留意点等

(1) 各種様式について

経営事項審査の各種様式については、県監理課ホームページからダウンロード
できますので、御活用ください。

令和4年度(2022年度)の経営事項審査申請書はピンク色の色紙を使用し、
カラー印刷により作成してください。(添付書類は従来どおり色紙は不要です。)

(2) 経営事項審査申請書について

経営事項審査申請書の下段に、「県指名願申請希望の有無欄」を追加していま
すので、該当する方に○印をつけてください。

上記以外に様式の変更はありません。

(3) 経営事項審査添付書類について

① 令和3年4月1日の経営事項審査の改正に伴い、令和4年度経営事項審査か
ら新たに以下の2点の様式を提出していただきます。

○「CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)
(様式第4号)」

⇒作成方法は、**別紙1**を参照ください。

○「技能者名簿(様式第5号)」

⇒作成方法は、**別紙2**を参照ください。

② 令和4年度経営事項審査から「工事種類別完成工事高付表」の提出は不要
です。 ※様式からも削除しています。

(4) 経営事項審査時の持参書類について

持参書類に変更はありません。

3 令和5・6年度県工事入札参加者資格審査申請（指名願）について

令和4年度経営事項審査時に、令和5・6年度の県工事入札参加者資格審査申請（指名願）を受け付けます。

令和5・6年度に県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者は、「令和5・6年度県工事入札参加者資格審査（格付）について」を参照のうえ、必要書類を持参してください。

4 その他

（1）円滑な審査の実施について

経営事項審査を円滑に実施するために、次のことに御協力ください。

- ① 審査は、「建設業許可申請書」から確認します。許可申請書、役員の一覧、経營業務管理責任者、専任技術者の個所に付箋紙を貼付するなどして、審査者がスムーズに確認できるよう御協力ください。（業種追加、役員の変更等を行っている場合も同じ）
- ② 住民税特別徴収税額を通知する書面に、使用人の一覧表の通番を記入してください。（鉛筆で可）
- ③ 技術職員については、技術職員名簿と使用人の一覧表の通番を一致させてください。
- ④ 技術職員の資格を確認できる書類は、経審申請書の「技術職員名簿」と同じ順番に並べる等、確認しやすいようにしてください。
- ⑤ 契約書は、「完成工事高内訳書」に記載した順番に並べ、インデックスをつけるなど整理したうえで、持参してください。
- ⑥ 「完成工事高内訳書」の工期は、年月の記載となりますが、現場専任が必要な工事に配置されている技術者が、別の工事の同じ年月に重複して配置されている場合は、工期欄に日付まで記入してください。（鉛筆で可）
また、工事に余裕期間が設定されている場合は、余裕期間中は技術者の配置は不要であるため、実際に工事に着手した日付を余白に記載してください。
- ⑦ 機械の所有確認書類が市町村に申告した償却資産課税台帳の場合、課税台帳に該当する機械の番号を記載してください。（鉛筆で可）

（2）11月1日の予約受付について

8～9月決算法人は、令和4年（2022年）11月1日（火）から前年度提出済の変更届出書（事業年度終了）の副本を持参することで予約できることとしています。この予約のための、11月1日早朝から広域本部（地域振興局）土木部への来庁はお控えください。

※やむを得ない都合により、特定の審査日での受審を希望する場合は、監理課（直通096-333-2485）に御相談ください。

技術職員名簿に記載のある技術者については、記載不要です。

年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位

○各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値となります。

$$\left[\begin{array}{c} \text{審査対象年にCPD認定団体によって} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{c} \text{告示別表第18の左欄に掲げる} \\ \text{CPD認定団体毎に右欄に掲げる数値} \end{array} \right] \times 30$$

※小数点以下の端数は切り捨てです。

※1人の技術者のCPD単位の上限は30です。

※1人の技術者のCPD単位は、1つのCPD認定団体の単位をもとに算出します。

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

(例1) 技術者A

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会 CPD単位13単位
 $13 \div 20 \times 30 = 19.5$
 小数点以下の端数は切り捨てのため、19単位となる。

(例2) 技術者B

(公社) 日本建築士会連合会 CPD単位13単位
 $13 \div 12 \times 30 = 32.4$
 1人の技術者の上限は30単位であるため、30単位となる。

技術職員名簿のCPD単位の合計を記入すること。

上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①) 0

技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②) 55

CPD単位総計 (① + ②) 55

項番61のCPD単位取得数と一致と一致します。

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

令和5・6年度県工事入札参加者資格審査（格付）について

令和4年（2022年）3月

1 入札参加者資格審査申請

県が発注する建設工事の競争入札に参加するためには、業種ごとに入札参加者資格の認定を受ける必要があります。

資格の審査は、2年に1回行うことを定期としており、県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者は、2年に1度、入札参加者資格審査申請書（＝指名願）の提出が必要となります。

令和5・6年度（2023・2024年度）の熊本県工事入札参加者資格認定を受けるためには、

令和4年度（2022年度）に指名願の提出が必要です！

【提出時期】

- ・熊本県知事許可業者 → 令和4年度（2022年度）の経営事項審査申請時
- ・国土交通大臣許可業者 → 令和5年（2023年）1月（※詳細は別途案内）

【提出書類】

- ・令和5・6年度（2023・2024年度）熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）

* 申請要領や様式、その他詳細は、

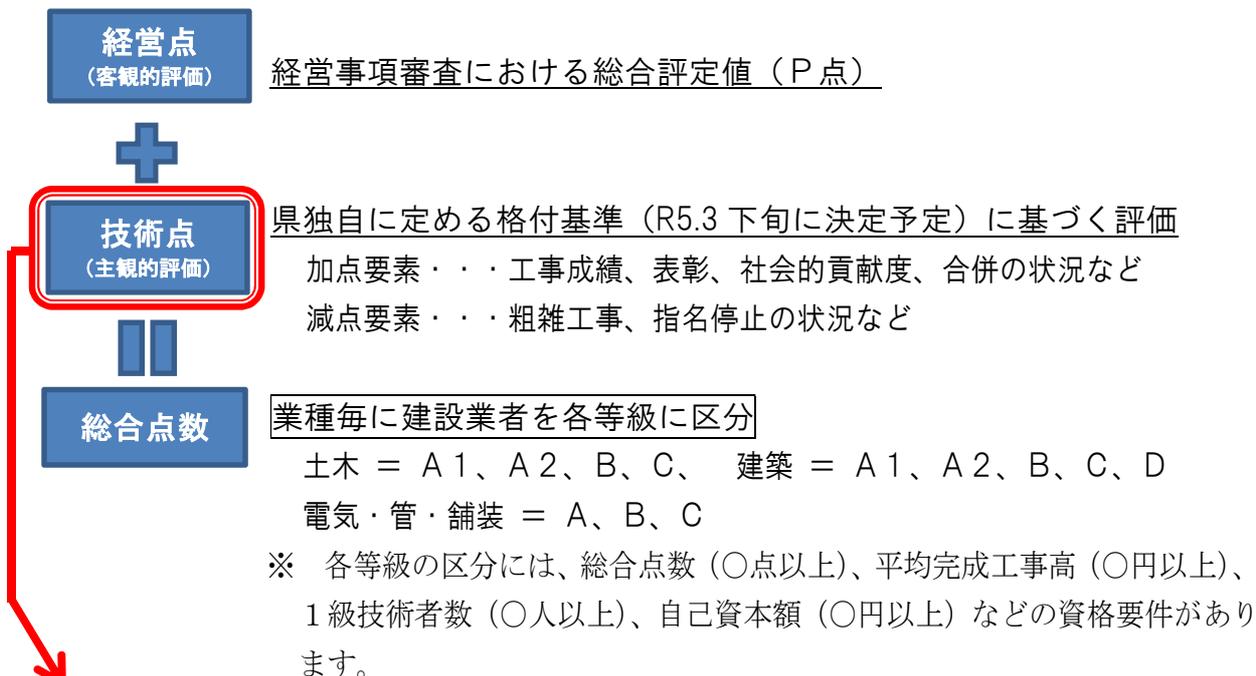
熊本県ホームページ (<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/98/127161.html>)
を参照してください。

※ 次のいずれかに該当する場合、申請は受け付けません。

- ① 国税、県税に未納がある者の申請
- ② 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に未加入である者（適用を除外されている場合を除く）の申請
- ③ 建設業許可を有していない業種の申請
- ④ 経営事項審査を受審していない業種の申請
- ⑤ 直前2か年又は3か年の事業年度における完成工事高に実績がない業種

2 格付の方法等

(1) 土木一式・建築一式・電気・管・舗装 (= 格付5業種)



【技術点の評価項目の確認方法】

(1) 経営事項審査時に確認するもの

官公庁元請完成工事高、総職員数、技術職員の有資格者数 など

(2) 県による調査で確認するもの

県発注工事の成績評定、県研修会の受講、労働安全の取組 など

(3) 建設業者からの技術事項等評価項目申請により確認するもの

防災協定の締結 (※)、消防団員・消防団協力事業所、男女共同参画の推進、障がい者の雇用、不当要求防止責任者講習の受講、新規学卒者の雇用 など

(※) 締結先は熊本県又は県内市町村に限るため、経審における評価と異なります。

令和5・6年度 (2023・2024年度) の熊本県工事入札参加者資格審査 (格付) に係る

技術事項等評価項目申請は、令和5年 (2023年) 1月に受け付けます!

* 申請方法や受付期間等は、令和4年(2022年)11月頃に公表。

※格付5業種に係る指名願を提出し、受付が完了している場合に申請が可能です。

※技術事項等評価項目申請の提出がなければ、その分は加点されません。

(2) 上記以外の24業種

経営点
(客観的評価)

経営事項審査における総合評定値 (P点) のみで順位付け
※合併特例措置を適用されている場合を除く

3 技術点の評価項目の見直し

令和5・6年度熊本県工事入札参加者資格審査に係る格付基準について、次の2点の見直しを予定しています。

県では、令和3年（2021年）3月に策定した「新しいくまもと創造に向けた基本方針」において、広くSDGsの考え方の普及を図るとともに、その理念に沿った取組みを加速することにより地方創生を推進することとしていることから

「熊本県SDGs登録事業者」に登録された建設業者を技術事項等評価項目で加点予定です。 ※点数等について今後検討。

※令和4年度までに登録された事業者を評価予定です。入札参加予定の建設業者の皆様の積極的な登録をお願いします。

第3期：R4.4.20~5.31 申請受付 R4.8頃登録予定

第4期：R4.10頃申請受付予定 R5.2頃登録予定

熊本県SDGs登録事業者とは

（熊本県SDGs登録制度）

SDGsに積極的に取り組む企業や団体等を後押しし、県内におけるSDGsの取組みの裾野を広げるため、これらに取り組む事業者等を県が登録するもの。

【対象者】熊本県内に事業所等を置く法人、団体又は個人事業主等

【要件】・2030年の目指す姿や環境・社会・経済の三側面の重点的な取組みを明確に示していること。

・自らの活動とSDGsの17のゴール及び169のターゲットとの関連付けがなされていること。

・県税等租税公課の滞納がないこと。熊本県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

【登録期間】3年間（更新、辞退有）

【登録申請】年2回

【メリット】SDGsの達成に積極的に取り組む企業等として県ホームページ等で対外的にPR。オリジナルロゴマークの使用可。その他金融機関等による伴走支援。

【担当課】熊本県企画課 TEL:096-333-2019

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/18/#ka_headline_2

継続学習制度（CPD（S））については、令和3年度から経営事項審査で評価されており、評価項目の重複解消を図るため

「継続学習制度（CPD（S））の単位取得状況」の技術事項等評価項目を廃止予定です。

熊本県工事入札参加者資格申請（指名願）変更届について

令和4年（2022年）3月

熊本県の工事入札参加者資格申請（指名願）に変更事項が生じた場合は、速やかに変更届の提出をお願いしています。

令和4年（2022年）4月1日以降、

「実印又は使用印」を変更した場合の届出は不要

です。

県内工事（熊本県内に主たる営業所を置く建設業者）の場合

【変更届出が必要な事項（R4.4.1以降）】

○主たる営業所の商号又は名称、法人の代表者、所在地、郵便番号、電話番号を変更した場合

※別途、建設業許可に係る変更届出書の提出も必要です。

○指名願の取下げをする場合

【提出先（従来どおり）】

熊本県土木部監理課建設業班（行政棟本館11階）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

【提出部数（従来どおり）】

2部（会社控えが不要の場合は1部で可）

【提出方法（従来どおり）】

郵送又は持参

※郵送の場合で、かつ、会社控えが必要な場合は、宛名を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【提出様式（従来どおり）】

変更届 [県内工事]

※様式は、熊本県ホームページ（土木部監理課）からダウンロードしてください。

※添付書類は不要です。